

# 東紀州広域ごみ処理施設整備生活環境影響調査書の縦覧 および意見募集の結果について

## 1 実施概要

### (1) 縦覧期間

令和5年9月4日（月）から令和5年10月3日（火）まで（30日間）  
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

### (2) 縦覧場所

東紀州環境施設組合（尾鷲市矢浜3-2-3）

### (3) 意見募集期間

令和5年9月4日（月）から令和5年10月17日（火）まで（44日間）  
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

### (4) 意見提出先

東紀州環境施設組合（尾鷲市矢浜3-2-3）

### (5) 意見提出方法

指定の意見様式を持参、郵送、FAXまたはEメールのいずれかにより提出

### (6) 意見提出資格

施設の設置に関し利害関係を有する方  
（尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町に在住または通勤・通学している方など）

### (7) 備考

各構成市町において、広報誌への掲載等による周知や意見様式の配布を行うとともに  
組合ホームページにおいて調査書や意見様式などの関係資料を公表しました。

## 2 実施結果

### (1) 縦覧者数

0名

### (2) 意見提出者数

5名

### (3) 意見内容

別紙のとおり

※寄せられたご意見について、誤字・脱字と思われるものも含めてそのまま記載  
しています。

## 3 意見募集結果による調査書の修正

東紀州広域ごみ処理施設整備生活環境影響調査書について、今回の意見募集結果を受けた  
内容の修正はありません。

## 4 主なご意見と組合の考え方

### (1) 生活環境影響調査書に関するご意見

番号	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	P59	<p>水質を調査項目として選定すべきだ。</p> <p>意見者：C, E</p>	<p>「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）によれば、調査項目の選定について「水質については、施設排水を（略）公共用水域への排出を行わない場合（略）には除くことができる」とされています。</p> <p>新ごみ処理施設では、排水を施設外へ放流しないクローズド方式を採用することから、水質を調査項目から除外したことについて、適切であると考えています。</p>
2	P61	<p>大気質の調査地点は適切なのか。</p> <p>意見者：C</p>	<p>現地調査地点は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）に基づき、最も影響が大きくなると予測される地点付近に設定しました。</p> <p>なお、予測評価および影響の分析については、煙突から半径3 kmの範囲すべてを調査対象としており、尾鷲市街地も広く含まれています。</p>
3	P64 P82	<p>大気質の調査項目は適切なのか。</p> <p>意見者：C</p>	<p>調査項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省）に基づき設定しており、適切であると考えています。</p>
4	P136 P144	<p>騒音の現況調査結果と予測調査結果との関連性は。</p> <p>意見者：C</p>	<p>現況調査では、建設予定地の敷地境界における測定値と、環境基本法に基づく環境基準値を比較しています。</p> <p>一方、予測調査では、建設予定地の敷地境界における施設の稼働に伴い発生する騒音予測値と、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制基準値を比較しています。</p>

(2) その他の内容

(施設整備事業全体に係るご意見など、生活環境影響調査の内容に直接関係しないもの)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	施設整備に反対である。 <div data-bbox="316 465 587 533" style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;">意見者:A, B, C, D, E</div>	本事業については、構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）間における基本合意のもと、各市町議会の議決を得たうえで事業を進めているところです。引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いいたします。
2	施設の処理能力が過大ではないか。 <div data-bbox="316 757 507 824" style="border: 1px dashed orange; padding: 2px;">意見者 : E</div>	新ごみ処理施設の施設規模については、「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、64 t/日としています。